

とちまる安心認証における認証基準の一部改定について【新旧対照表】

国の第三者認証制度の基準案の改定（R5.2.10事務連絡）を受け、令和5(2023)年3月13日から以下のとおり認証基準を一部改定する。

改 定 前	改 定 後
1 来店者の感染症予防	
入店・注文・支払い・退店	
入口にアルコール消毒設備を設置し、入店時に必ず従業員が呼びかけ、手指消毒を実施させる <u>とともにマスクを着用させる。</u> <u>※病気や障害等でマスク着用が困難な場合には、個別の事情を鑑み、差別等が生じないように十分配慮するとともに適切な感染対策（間隔の確保等）を講じる。</u>	入口にアルコール消毒設備を設置し、入店時に必ず従業員が呼びかけ、手指消毒を実施させる。
入店の順番待ち時は、 <u>マスクを着用させ、</u> 来店者同士が触れ合わない程度の間隔を確保するよう誘導・表示などを行う。	入店の順番待ち時は、来店者同士が触れ合わない程度の間隔を確保するよう誘導・表示などを行う。
食事・店内利用	
<u>飲食時以外はマスク着用を周知するとともに、</u> 咳エチケットを徹底する。 <u>※病気や障害等でマスク着用が困難な場合には、個別の事情を鑑み、差別等が生じないように十分配慮するとともに適切な感染対策（間隔の確保等）を講じる。</u>	咳エチケットを徹底する。
2 従業員の感染症予防	改訂なし
3. 施設における衛生管理の徹底	改訂なし
4 感染予防対策の掲示	
「会話する＝マスクする運動」に係るチラシを店内に掲示する。	<u>削除</u>
推奨する項目	改訂なし
認証の必須要件ではないが事業者の自主的な取組としてアピールできる事項	改訂なし